

原子力委員会の今後の方向性についての論点整理（たたき台）
（案）

1. 今後の方向性についての論点整理

原子力委員会設置法（以下「設置法」という。）第2条に規定されている原子力委員会の所掌事務について、これまでの関係府省からの説明と各委員の意見をもとに、原子力委員会の在り方の見直しに向けて、今後の方向性についてのたたき台をまとめた。

(1) 原子力利用に関する政策に関すること（第1号）

原子力利用に関する政策として行われている業務は、非常に多岐にわたっていることから、大きく分類した上で、原子力委員会または後継組織が、今後とも担うべきもの、廃止すべきもの、各省に委ねるべきものとして整理している。

また、(8)に示すとおり、福島原発の事故を踏まえると、原子力利用に関する重要事項として担うべき業務が更に増してくると考えられることから、第8号業務とあわせて整理すべきである。

①基本政策（原子力長期計画、政策大綱等）関連

○原子力長期計画（昭和31年～平成12年、9回策定）を決定し、閣議報告

○省庁再編後は、原子力利用の包括的な基本方針を定めた原子力政策大綱を決定（平成17年）。原子力政策の基本方針として尊重する旨閣議決定

【主な意見】

- ▶ エネルギーに係わる原子力については、エネルギー基本計画で十分ではないか、原子力委員会に期待される機能は残っているのか（城山委員）
- ▶ 新大綱策定を審議してきたが、実際にそれを担い得るだけの体制なのか（増田委員）
- ▶ 福島事故後、政治及び政府の役割が大事になっている局面において、内閣府が原子力の総合政策に関して適切な判断を持たなければいけない。そのために専門性の高い知識に裏付けられた体制が不可欠（寺島委員）
- ▶ 実施部隊をもたないところで政策を評価することは難しい。有効に機能するためには、行政と密接でないといけない（山地委員）
- ▶ 規制から分離されて残るものが果たして推進だけなのか、推進でのエネルギー政策、環境政策の立場から推進という立場はあると思うが、推進でな

い、しかも複数の省庁にわたる管理みたいな業務が残るとすると、原子力委員会が必要になる（橘川委員）

【論点】

エネルギー基本計画や科学技術基本計画がある中で、これまでのような原子力政策全体を見通した網羅的な「原子力政策大綱」を今後とも策定する必要性は乏しいは作成しない。エネルギーに関する原子力政策については、エネルギー基本計画で示された方向性に沿って必要に応じて検討を行う。

②バックエンドを中心とした核燃料サイクル政策関連

○高レベル放射性廃棄物を含む放射性廃棄物の処理・処分、高速増殖炉サイクル技術等の諸課題の一部について、調査審議

○核燃料サイクルのコスト試算について調査審議

【主な意見】

- ▶ 省庁横断で長期的な取組みが必要なサイクル政策などで、原子力委員会にどのような役割が想定されるか整理が必要（小幡委員）
- ▶ 核施設・核物質の後始末問題は最重要の課題となっており、国家計画として後始末政策を企画・立案し、強力に推進していく必要がある（吉岡委員）
- ▶ バックエンドを含めた核燃料サイクル政策の役割は残るだろうが、現状の役割分担でよいのか。バックエンドにかかる技術オプションの評価機能というのはあり得るのではないかと（城山委員）
- ▶ 燃料サイクル、特にバックエンドを今後の機能として残すべきだという認識。ただ、バックエンドは長期を要する政策ではあるが、原子力委員会だったらできて、経済産業省ならできないというわけではないと思う。（山地委員）

【論点】

省庁横断的課題や長期的な取組みとなるバックエンドを含めた中心とした核燃料サイクル政策は重要。原子力委員会とについては各省との役割分担としての下で、実施に責任を持つ省庁とは違う異なる立場で、技術オプションの評価等を行う意義はある。

特に放射性廃棄物は、発生者責任の原則、合理的な処理・処分の原則等のもとで安全に処理・処分することが重要であり、省庁横断的な調整等に検討を行う役割を担う意義はある。

一方で、核燃料サイクルの進め方等については、エネルギー基本計画に示された方向性の下で、要請に応じた検討に限って取り組むべきである。

③平和利用

- 国際プルトニウム指針(平成9年)に基づき、我が国のプルトニウム保有量を外務省を通じて IAEA に報告
- 六ヶ所再処理工場の操業に備え、電気事業者等に対してプルトニウム利用計画の公表を促し、その利用目的の妥当性を原子力委員会が確認
- プルトニウム利用の透明性の確保に関して、法令上、原子力規制委員会が把握できないもの(海外再処理したプルトニウム保管量、将来の利用計画の一部)がある。
- そのほか、北朝鮮等の核実験について原子力委員会としての声明を発出

【主な意見】

- ▶ 平和利用を原子力基本法に則って担保する組織としての存在は大事ではないか。なくした場合に国際社会から余計な疑念を生むのではないか(佐藤委員)
- ▶ プルトニウム・バランスについて、今後どうするかということが重要な問題になっている(古城委員)
- ▶ 海外再処理したプルトニウムの保管量について、法的に報告を求めるべきかどうかという課題はある。また、原子力規制委員会が事業者から海外のプルトニウム保管量の報告を受けてもよいのではないか(城山委員)

【論点】

我が国が原子力利用を平和目的に限り行うにあたり、プルトニウム利用の透明性向上の取組みは今後とも重要な業務の一つであり、原子力委員会または後継組織が担う意義がある。

なお、この場合、海外プルトニウムの保管量の確認は、原子炉の平和目的利用の審査を行っている原子力規制委員会が、保障措置とも一貫させ、原子炉等規制法第67条第1項に基づく報告徴収による確認するなどにより、法的根拠を有したものとすることが望ましい。

また、現在、原子力委員会が行っているプルトニウムの利用目的の妥当性の確認(将来のプルトニウム利用計画の確認)は、電気事業者等の公表資料をもとに行うのではなく、設置法第25条に基づき、経済産業省、文部科学省を通じて電気事業者、日本原燃、(独)日本原子力研究開発機構から必要な資料の提出を求めるなど、根拠を明らかにした形での確認とすることが望ましい。

④主に科学技術に関わるもの(放射線利用、核融合関連等)

【これまでの成果及び主な指摘事項】

○ITER 計画の推進、核融合研究開発等について限定的に調査審議

- ▶核融合等について、総合科学技術会議等で行うことはあり得るのか（増田委員）
- ▶核融合等については、科学技術基本計画でも司々で議論できるのではないか（城山委員）

【論点】

主に科学技術に関わるものについては、文部科学省、総合科学技術会議で担うようにすべきである。

⑤国際協力、国際関連

【これまでの成果及び主な指摘事項】

- IAEA 総会等の国際会議等における我が国の政策の説明と各国・機関との意見交換
- 国際会議等の場において、諸外国の政策担当者との信頼関係を築く観点から、長期的に継続して我が国の原子力政策の全体像等の説明・意見交換等ができる者がいることが望ましい
- 現在日本が主催している国際会議については、原子力委員会もしくは後継組織が主催する必要性について検討の必要がある
- ▶不拡散の先駆者としての日本の立場から、我が国の取組に加え、我が国が持つ能力についても説明していくことが必要（佐藤委員）
- ▶対外的な説明については、個別の施策を実施する各省庁が行えばよく、わざわざ原子力委員会が説明をしなければならない点はあるのか。（古城委員）

【論点】

FNCA 等の個別事業は、原子力委員会が今後とも関与する意義はあるか検討の上、基本的には各省で実施すべき。

なお、国際会議の場等においては、必要に応じ対外的な説明を行う。

⑥福島事故関連

【これまでの成果及び主な指摘事項】

- 東日本大震災の発生以降、事故の収束に向けた関係各省・機関への提言、中長期的な措置に関する技術的課題をとりまとめ
- 廃炉に向けた取組は中長期にわたり、行わなければならない取組であり、こうした取組の推進について、継続して確認・提言を行う機能をどの機関が担当すべきか検討が必要

▶ ロードマップ作成を行うならば、その後の実行ぶりを見守り、必要であれば調整を加えていくべき。(佐藤委員)

▶ 他の業務や、原子力委員会又は後継組織の能力を考えながら業務の必要性を検討していくべき。(森田座長)

【論点】

福島原発事故を踏まえ、原子力利用に関する重要事項として取り組むべき課題が増してくることも考えられることから、第1号の原子力利用の政策にかかる業務とあわせて、第8号の原子力利用に関する重要事項にかかる業務としても検討すべきである。

(2) 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること（第2号）

(1)の政策に関連して各省庁との調整を実施しており、(1)の整理と同様。

(3) 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること（第3号）

○委員会設置当初は、各省ヒアリング・調整を自ら行い、概算要求前に見積りを取りまとめ

○平成19年度予算以降は、概算要求前に見積りの基本方針を決定、11月前後に見積りを決定しているが、形骸化している

○原子力関係経費の配分は、国立機関原子力試験研究費が科学技術庁(当時)に一括計上され、原子力委員会において審議、承認(平成23年度にすべての課題が終了)

【主な意見】

▶ 見積りについて、十分に機能していないということだが、なぜ形骸化していったのかを検証したうえで今後を考えればよい(古城委員)

▶ 基本政策を扱う上で、どういうツールを持つべきかの議論かもしれない(城山委員)

▶ 予算の内容について影響力を及ぼすだけの裏付け根拠がないと、単なる計算に終わってしまう(森田座長)

【論点】

見積りは、予算の優先順位づけ等の役割を果たしておらず、近年は原子力予算全体に対して一部事業しか対象としていないことから、(実質的にも形式的にも)機能しておらず、廃止する。

配分計画は、原子力委員会が関わるものは終了しており、廃止する。

なお、原子力利用の重要事項について、実施に責任をもつ各省に予算上の措置を求める必要がある場合には、例えば、設置法第 24 条に基づく関係行政機関の長への勧告を有効に機能させる必要がある。

(4) 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること（第 4 号）

○原子炉等規制法に基づき、原子炉、使用済燃料貯蔵施設及び再処理施設の設置許可等について、平和目的の基準適用について、原子力規制委員会からの諮問に答申。なお、本規定は加工施設、核燃料物質の使用等にはない。

【主な意見】

- ▶ 原子力委員会は、ダブルチェックで事業目的が適切かという判断しかできない。平和目的は保障措置、核セキュリティ機能が適切かを判断するのが重要であるが、それは後段規制（設工認）で確認されている（近藤委員長）
- ▶ チェック機能について、原子力規制委員会でできないものはあるのか（古城委員）
- ▶ 平和利用を進めるに当たり、プルトニウム・バランスを今後どうするかが発信は重要（古城）

【論点】

保障措置、核物質防護が原子力規制委員会に一元化された現状では、原子力委員会が平和目的をダブルチェックする必要は乏しくなっている。

上述の(1)③平和利用に関する業務に関連し、原子力委員会または後継組織が平和利用の全体像を把握するため、保障措置、核物質防護について、設置法第 25 条に基づき、原子力規制委員会から必要な報告を受けるようにすべきである。

(5) 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること（第 5 号）

○科学技術庁（当時）に一括計上された原子力平和利用研究費等（委託費、補助金）の配分先を審議。現在は、各省が自らの所掌事務の範囲内で実施

【論点】

試験研究の助成は、原子力委員会に関わるものは終了しており、廃止する。

(6) 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練（第 6 号）

○委員会設置当初は、研究者及び技術者の海外派遣の調整、原研、放射線医学総合研究所等の養成訓練に関する計画を立案し、実施。現在、各省が自らの所掌事務の範囲内で実施

【主な意見】

- ▶ 福島事故があつて、人材育成について新たな手を打たないといけない（増田委員）
- ▶ 福島事故以降、人材養成の重要性は高まっており、調整機能は必要なのではないか。原子力委員会の政策の一部として位置づけるかは今後の議論（森田座長）

【論点】

原子力委員会が養成訓練の実施に関わるものは終了しており、廃止する。

ただし、福島事故を受け、原子力人材の養成に関わる政策の調整機能は引き続き重要であることから、実施を担う省庁の調整機能として、原子力委員会または後継組織がその役割を果たすべき。

(7) 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること（第7号）

- 原子力白書を作成し、原子力利用政策全体についての縦覧性を確保。JCO臨界事故、福島原発事故等の後に、原子力白書を作成していない時期（平成9年、11年～14年、22年版以降）が存在

【主な意見】

- ▶ 独自に資料の収集等を行う必要性は薄れていると思う（吉岡委員）
- ▶ 透明性を確保し、一般の人が原子力でどういうことが行われているかを知る手段として白書は非常に重要。事故が起こった時こそ、将来的に振り返った時、何が間違っていたかなどを検証するためにある種のものがないと民主的な議論はなかなかできない（古城委員）

【論点】

原子力委員会またはその後継組織が、原子力利用の重要事項の企画、審議を行うためには、原子力利用全体を俯瞰し、自ら課題を見つけるためのツールが必要である。そのためには、定例会等での日常的な情報収集活動のみならず、定期的に資料を収集、整理することが重要であり、原子力白書がその役割を果たせる可能性がある。また、我が国の原子力政策の検証等のために、原子力白書を継続的に作成する意義はある。

統計の作成は、原子力委員会では行っておらず廃止する。

(8) 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項に関すること（第8号）

- 特定放射性廃棄物の最終処分に係る基本方針、最終処分計画に関する経済産業大臣への意見。原子力機構の中期目標、同機構理事長の任命に際しての意見

○原子力損害が生じた際に、損害の処理及び損害の防止等に関して意見書を内閣総理大臣に提出した場合には、政府は国会に提出する義務

【主な意見】

- ▶ 原子力機構の改組、原賠法の改正等についての意見具申といったものであれば重要だが、現状ではそう大きな役割ではないのではないか(山地委員)
- ▶ 当初は原子力委員会があることを前提にしていたと思うが、それぞれの法律で、原子力委員会に委ねるべきかという趣旨からもう一度見るべき(小幡委員)
- ▶ 例えば、汚染水問題について、諮問的な役割を果たすということは意味があることで、所管省庁ではなく、一定の独立性があるという点から、その役割に一定の期待が将来あるのではないかと(吉岡委員)
- ▶ 公正中立的な第三者機関的なイメージでの原子力委員会から、内閣を支える行政機関としてのある種のそういう性格にした原子力委員会みたいなものがますます重要になってきている(寺島委員)

【論点】

法律に基づき原子力委員会に属せられた事務については、上述の(1)原子力利用に関する政策の事務の整理を踏まえ、原子力委員会または後継組織が行う意義があるものについては継続する。

原子力施設での事故対応等の際に、原子力委員会がその専門性等を生かし、必要な勧告(原子力委員会設置法第24条)等を迅速に行うことが期待されており、第1号の原子力利用の政策にかかる業務とあわせて、第8号の原子力利用に関する重要事項にかかる業務を適時的確に機能させる仕組みが必要である。

2. 今後の議論に向けて

今回議論を行っている原子力委員会の今後の方向性(所掌事務)をもとに、今後の原子力委員会の組織の在り方を議論していく。

また、今後の原子力委員会が十分に機能するためには、その支援を行う事務局と原子力政策を担当する大臣の役割が重要と考えられ、これらについても今後議論を行っていく。